

会 議 録

1 会議名

第4回上越市都市計画マスタープラン策定検討委員会

2 議事

(1) 第3回都市計画マスタープラン策定検討委員会での指摘と対応

(2) まちづくりの分野別方針について

①土地利用の方針

②拠点の方針

③都市施設（道路・公共交通）の方針（説明のみ、検討は次回）

3 開催日時

平成26年7月31日（木）午前14時00分から

4 開催場所

上越文化会館 大会議室

5 傍聴人の数

1人

6 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：中出文平、佐野可寸志、澤田雅浩、志村喬、坂田寧代、萩谷賢一、
鳥越元一、丸山新、宮崎朋子、上原みゆき、桑原直樹、中村好男

7 発言の内容（要旨）

(1) 開会

(2) 宮崎都市整備課長挨拶

(宮崎都市整備課長) 本日はお忙しい中、委員会にご出席いただきありがとうございます。都市整備課長の宮崎でございます。

前回の策定委員会を6月30日に開催し、総合計画の検討状況についてご説明させていただき、将来イメージなどについてご議論いただきました。

本日、第5回の委員会では前回の議論を踏まえ、具体的な分野別方針についてご議論いただきたいと思います。

非常にボリュームが多くなっておりますが、委員長よろしくお願いいいたします。委員の方々におかれましては、活発なご議論をいただきますようお願い申し上げます。冒頭のご挨拶とさせていただきます。

(中出委員長) 先月末にご議論いただいたものを、事務局で精力的に修正・とりまとめさせていただきました。今回の内容は、計画の大きな柱となると思いますので、皆様よろしくお願いいいたします。

(3) 報告・確認事項

(事務局) 資料1 説明

(志村委員) 「質の高い拠点」が「暮らしを支える拠点」という表現に変わったが、これだと生活拠点だけのイメージになってしまう気がします。「暮らし」という言葉になると「生活拠点」のイメージとなり意味合いが変わってくるように思いますが、総合計画ではこれについて議論がなかったのでしょうか。

(事務局) 総合計画の審議会では、「暮らしを支える」ということに関しては意見が出ませんでした。以前の「質」という言葉がわかりにくいという意見を踏まえて、人の暮らしを中心に考えるという総合計画のテーマに基づき、今回「暮らしを支える拠点」という表現に変えたと聞いております。

(志村委員) 私は「質」の方が良いと思いますが、これは決定なのでしょうか。

(事務局) 総合計画の審議会としては、ようやく中身がそろい、今後住民との意見交換会の中で意見をうかがっていく段階にあるため決定

ではないと思います。

(志村委員) もともとは都市を支える拠点という意味合いでは無かったではないでしょうか。私としては、生活拠点に近づきすぎていると思います。

(事務局) 今のご意見については、企画部局に伝えさせていただきます。

(4) 議事

1) 第3回都市計画マスタープラン策定検討委員会での指摘と対応について

(中出委員長) 次第に従って議論を進めさせていただきます。

議事が二つあり、一つは「第3回都市計画マスタープラン(以下、都市マス)での指摘と対応について」、二つめは「まちづくりの分野別方針について」でございます。

二つ目の分野別方針については、本日概ねの方向性を固めたいということですので、こちらに時間を割きたいと思います。

まずは、「第3回都市計画マスタープラン策定委員会での指摘と対応について」、事務局からご説明お願いいたします。

(事務局) 資料2-1、2-2 説明

(中出委員長) 交通の部分、資料2-2のP13, 14については、他部局の計画ができた場合にこちらに反映するというのでしょうか。

また、今後こちらの記載の内容は変わる可能性が高いという理解でよろしいでしょうか。

(事務局) その通りでございます。

(中出委員長) いつごろ都市マスに反映する予定なののでしょうか。

(事務局) 12月の議会策定を目指しているため、秋には計画の概ねの方向性が見える予定でございます。細かいスケジュール調整はできておりませんが、十分に反映できるスケジュールであると考えております。

(中出委員長) わかりました。他はよろしいでしょうか。

それでは、前回の指摘事項に対する対応については、今ご説明いただいた内容とさせていただきたいと思います。

2) まちづくりの分野別方針について

(中出委員長) つづいて、議事(2)のまちづくりの分野別方針に入らせていただきます。

本日は土地利用の方針、拠点の方針、都市施設(道路・公共交通)の方針の三つがあり、これらは相互に関係があるのでまとめてご説明いただきます。しかし、議論の時間が足りないため土地利用、拠点の二つを集中的に議論し、施設の道路・公共交通については議論を次回にさせていただければと思います。

(事務局) 資料3-1、3-2、3-3 説明

(中村委員) 資料3-1の6ページめで中山間地域の集落の土地利用方針について記載がありますが、市の中山間地域振興基本条例でいう「中山間地域」と都市マスの「中山間地域」が重なりあわないと思います。

都市マスでいう「中山間地域」の対象に対して、条例の対象である中山間地域の対象がどう違うのか疑問に思いますがいかがでしょうか。

(事務局) 条例でいう中山間地域はより広い地域を対象としております。

都市マスでは条例と連携しながら進めていくということであるため、必ずしも一致はしておりません。

(中出委員長) 条例がどのような施策で書かれている内容なのかにもよるかと思いますが。都市マスで対応しなければならないような土地利用や施設計画であればこちらでも対応できますが、産業や文化・教育に関するものであると異なるため仕分けが必要かと思いますが。

また、都市マスの「田園地域」は水田地帯をイメージしていますが、そのような水田地帯が中山間地域振興基本条例の対象に含まれているとすると、条例でどのように対応しようとしているのかご確認お願いいたします。

(事務局) わかりました、整理いたします。

条例では、耕作放棄地の拡大防止や人的なものも含めて対応しております。「中山間地域」と平場の農地のすみ分けもあるため、都市マスでももう少し具体的に書いた方が良いかどうか確認させていただきます。

(中出委員長) 少なくとも、農業センサスの集落類型で中山間地域集落に入らないようなところが吉川区の平場などにあると思います。地域自治区単位で指定しているとするそのような地域で齟齬があるかもしれないですが、それを都市マスでどう受けるのかということがあります。中山間地域振興基本条例における取り組みが何を意味しているのか、ソフトなのかハードなのかによっても異なると思います。

中村委員のご指摘の通り、分かりにくいため確認をお願いいたします。

(志村委員) 田園地域の「身近な自然地」という表現は分かりますが、中山間地域の「集落」、「農地」と「自然地」という表現ですと、「自然地」の中に林業の場である林地について考慮されていないように見受けられます。

(中出委員長) 総合計画では産業分野で森林を扱わないといけませんが、森林や水源涵養を担う広葉樹という記載があるため、林業を無視しているわけではないと思います。

都市計画としては、あまり産業面はイメージしてはいないと思います。水道水源保護条例という全国でも少ない条例があり、条例で指定した水源涵養林とその周辺を保護しています。それらを都市計画側としても尊重するという意味合いで書かれているかと思えます。

(事務局) 私たちも、自然地というのが一般的に受け入れられるのかは疑問であったので、田園地域では「身近な自然地」として表現しております。

(志村委員) 意図はわかりました。そのあたりはわかりやすくしていただきたいです。

(中出委員長) 総合計画の表現にかかわらず、都市マスで説明がしやすい用語に変えるということはあると思いますのでご検討ください。

(事務局) わかりました。ありがとうございます。

(佐野委員) 商業系土地利用の基本的な考え方について、「大規模商業施設」に限定する必要はなく、「無秩序な商業施設の立地を抑制する」と

いう程度の記載で良いと思いますがいかがでしょうか。

(中出委員長) 春の国会で都市再生特別措置法が成立したことにより、商業施設だけでなくあらゆる施設を拠点内に集積するという方向性が示されました。商業集積地になるべく施設を固め、それ以外の郊外などにおいては、大規模商業施設に限らず立地を抑制する方が良いと思います。

ちなみに、大規模商業施設ほどの程度の規模の施設を想定しているのでしょうか。

(事務局) いわゆる大店法の1,000㎡以上の施設を想定しております。

無秩序な立地は抑制していきますが、ある程度まとまっている地域については現在も商業地としての役割を果たしているため、そこは計画的な部分が出てくると思います。大規模なものについては、沿道型ではないという表現にしております。

実際に、用途地域だけでは山麓線等の沿道など抑制しきれないところが出てきますので、商業施設だけにとられると地域の用途自体の誘導が難しいと思います。

(中出委員長) 実行可能性も考慮する必要がありますが、幹線道路沿道や郊外部に商業施設が立地するのはそもそもふさわしくないという方向で書いた方が良いのでは、というのが佐野先生のご意見かと思いません。

実際に第一種、第二種中高層住居専用地域などの用途地域が指定されていると1,500㎡程度は建ってしまうかと思いますが、上越市としては郊外に立地してほしくないという意思表示をしても良いのではないのでしょうか。

本日参考資料として、建築基準法の用途地域の一覧が配布されているかと思えます。こちらをご覧頂くと、戸建の住宅しかたたない第二種低層住居専用地域以外では、1,500㎡までの店舗が建てられてしまいます。

1,500㎡の店舗は結構大きく、そのようなロードサイドショップのようなものはふさわしくないのではないかということを検討し

ていただけますか。

(事務局) はい、検討いたします。

(志村委員) 今のお話は非常に重要で、佐野先生や中出先生のご意見を踏まえて検討して頂きたいです。

また、住居系土地利用、商業系土地利用というのは地理的空間としては排他的と考えてよろしいでしょうか。

住居系土地利用で、「商業混在型高層住宅地」の例として「あすとぴあ高田」の写真が載っておりますが、次のページでは商業集積地として「本町商店街」の写真があります。

市民としては、「本町商店街」の中に「あすとぴあ高田」があるという認識でおりますが、排他的ではなく重複しているということでしょうか。

(中出委員長) 最後の土地利用の方針図をご覧いただくとわかりやすいかと思えます。「商業集積地」には「商業混在型集積地」があり、商業地の一部には「沿道商業混在型住宅地」があります。

住宅の側からみると住宅系市街地の扱い、商業側からみると商業系市街地の扱いで、工業だけは他の用途を排除するという方向になっていると思えます。

(志村委員) そのような解釈であれば理解できます。

(事務局) 住宅系土地利用の中でも「商業混在型高層住宅地」として商業施設の高層部に住宅が位置するところもあり、商業系土地利用では高田本町商店街がすでに商業地域に指定されていることからこのように記載させていただいております。

(中出委員長) 志村委員と同じ様な理解をされる市民の方がいる可能性があるため、表現を考えた方が良くもかもしれません。

「商業混在型高層住宅地」は、実は「商業集積地」に位置しているということがありうるのであれば、整理して表現を加えていただけますか。

しかし、そのような重複があるからこそ、多様なライフスタイルを実現できる商業、医療などさまざまな施設が集積している住宅

地となるわけですが。

(事務局) 文言を付け加えさせていただきます。

(桑原委員) 8 ページの土地利用の方針図は現況の用途地域を踏襲してこのような図になっていると思いますが、計画として、拡大もしくは用途地域から解除されている部分があるのかどうかご説明お願いいたします。

(事務局) おっしゃる通り、方針図については通常の都市計画にある 12 種用途に基づいて作成しております。

現状と異なる将来計画としては、高田駅の西側を通る山麓線の周辺の第一種低層住居専用地域を、幹線道路沿いであることから沿道商業混在型の用途に変更しております。

そのほか、ゲートウェイの中でご説明した寺 IC の周辺部分は少し拡大をしております。

(中出委員長) 山麓線は高田駅の西側で本来は第一種低層住居専用地域で、「住宅を中心とした低層低密な住宅地」が南北に貫いておりますが、幹線道路沿いであることから今後「生活利便施設混在型」の住宅地に位置づけているということです。

商業地域については、現在の商業地域がそのまま「商業集積地」として位置づけられているのでしょうか。

(事務局) 図についてはその通りでございますが、方針の 3 ページで補足的に「必要に応じて柔軟な土地利用を検討する」と示しております。

実際に、商業地域に指定しているものの実情に合わない地域もあるため、見直しの方針を記載しております。

(中出委員長) 現在の商業地域を「商業集積地」から外すのは難しいかもしれませんが、現実に直江津や高田の本町の一部地域のように、商業集積地として今後位置づけていくことが市民にとっても幸福ではない場所もあるのではないのでしょうか。

「生活利便性商業地」や比較的にぎわいのある住宅地である方が良い地域もあるため、見直しの方向性がわかりやすい記載の方が良いと思います。

実際に高田地区の中心市街地活性化計画は、本町3、4丁目を中心にしていると思います。少なくとも本町1、2丁目や7、8丁目に関しては、商業系土地利用の誘導ではなく違う機能への転換に向けた記載がされていたかと思います。

そのあたりを踏まえ、今ここで用途の色を塗り替えるのは早いかもしれませんが、都市マスの中で商業集積地をどうするのか書きくわえていただきたいです。郊外立地を抑えるのは当然ですが、加えて中心部の「商業集積地」で「生活利便商業集積地」にふさわしいところはそれも視野に入れるなど、“柔軟な”という文言についてももう少し工夫していただきたいです。

(事務局) 追記させていただきます。

(丸山委員) 土地利用は景観と連動する部分が多いと思います。例えば、ほとんどの所では、一部を除きなんでも建てられるかと思います。

そのとき、“ここからみる妙高山は素晴らしい”“ここから見る米山は素晴らしい”などの眺めの規制などについては、景観の方針として位置づけるから土地利用では表現しなくて良いということでしょうか。

(中出委員長) 高さ規制というのは土地利用にも入りますが、難しいところです。景観の方針は今後出てくるということでしょうか。

(事務局) 景観の方針もございます。中身は現在作成中です。

(中出委員長) 確かに今おっしゃった取り組みは重要です。例えば長野県松本市ではお城が見えなくなならないように建物の高さを規制しており、富山市では立山連峰が見えなくなならないような高さ制限をかけています。

上越市が実際にそのような規制手段を持っているかは別として、こういう景観を大事にしたいという方向性を記載していると今後につながることもあるかと思います。

また、景観で議論したことを土地利用にフィードバックした方が良いことがあれば反映していただくということでしょうか。

- (事務局) はい。
- (鳥越委員) 中山間地域の「農地」の土地利用の方針にある“基盤整備”を行うには土地所有者の意向が大きいと思います。
- 果たしてそのようなやり方で耕作放棄地の抑制ができるのかと思います。いかがでしょうか。
- (中出委員長) ここは総合計画を受けているのでしょうか。
- (事務局) 総合計画もそうですが農業系の施策です。中山間地域等直接支払い制度もあります。かなり人力が必要ということもありますが、基盤整備に取り組む地域も出てきているということもあるため記載しております。
- 耕作放棄地の抑制については、基盤整備によっても減らしていくことができると考えております。
- (中出委員長) こちらについては、何をどう表現しても都市計画の手段で対応できることではないと思います。
- 総合計画を踏まえているのか、農業系の施策で取り組んでいる内容なのかを明確にしなければならないと思います。農業側の基盤整備などは、農水省の補助整備事業などを使わなければできないため、都市計画側では要請できても対応できません。
- 都市計画側だけでは対応できないものについてどのように記載するか、検討してください。
- また、総合計画での記載についても、必要に応じてこちら側から総合計画に要請していくべきかと思います。
- (荻谷委員) 都市マスと総合計画とでは話し合いをされているのでしょうか。食い違いがあるように感じます。
- (事務局) 総合計画とも調整を図りながら作成しております。
- (荻谷委員) 総合計画では田園地域や中山間地域のように区分されていますが、都市マスの中に入ってくると市街地が住居地域などのように細かくなっています。これは非常に良いことですが、総合計画とかけ離れているように感じます。
- (事務局) 総合計画は全体のことを論じており、都市マスではもう少し掘

り下げたて細かい内容を論じております。

総合計画ではあいまいな部分を都市マスで具体化しているため、みなさんがそのように感じるかもしれません。

(荻谷委員) そうなると、総合計画と都市マスの二つの計画を別々で発表されるということでしょうか。これまで都市マスというのは発表されておらず、総合計画は第5次まで発表されているかと思います。

(事務局) その通りです。もともとは合併前上越市が都市マスを策定しておりました。今回議論していただいている都市マスは全市を対象として議論していただくものであるため、合併前上越以外の方にとっては初めての都市マスになるかもしれません。

(中出委員長) 前回、今回も委員会に総合計画の企画部局の方も参加され、総合計画の審議会にも都市計画側が入っているかと思います。

上越市は合併後10年間都市マスを作ってこなかったのですが、総合計画はその間に策定、見直しを行っているため、都市マスよりも1期半ほど進んでおります。

今回、総合計画の改定と都市マスの策定を同時に行うということでしたが、議論そのものは都市マスが先走ってしまったので総合計画の議論が深まるのを待っていたという状況であり、調整を図っているということかと思います。

(荻谷委員) 都市マスは非常に親切に作っているものだと思いますが、合併後の初めての都市マスということで総合計画と整合を図っていくようお願いいたします。すべてを一致させるのが難しくても、住民の方が見たときに総合計画と対応していないと、これまでやってきた会議が無駄になってしまうかと思いますので。

(澤田委員) 全体を通してですが、人口減少を前提として“めりはりのある土地利用”を行うにあたり、今まで使っていた土地を活性化するだけではなく沈静化する方向もあるのではないのでしょうか。つまり、あまり人が使わなかった土地を無理やり使うより、使わないなら使わないという方向もありうると思います。

中山間地域の「集落」の方針で、“集落内の遊休地の有効活用を

図る”とありますが、明らかに人的資源は減少するため支え合いで維持できる範囲には限界があり、遊休地をただらと使い続けられないということは一つの考え方としてあるのではないのでしょうか。

そのような考え方をどう組み込むのか、組み込まないのかということの一つ大きな判断として検討していただきたい。

また、集落のイメージとして“週末居住・二地域居住”や“住まい方の多様な選択ができる”とありますが、街なかに住んでいる人が夏場に使う空き家は、中山間地域に暮らす住民にとっては冬場に迷惑となる場合もあると思います。

(中出委員長) 都市マスでは二地域居住についても具体的に書けないため、総合計画での方向性が大きいかと思います。

(澤田委員) 総合計画では中山間地域は農政側が入るため、活性化や遊休地を有効活用したいという方向になりますが、土地利用の側からは頑張ると余計つらいということが言えるのではないのでしょうか。

(中出委員長) 少なくとも都市計画区域の中では、“たたんでもよい市街地”と“使いたいところ”はとことん使いこんでいくというめりはりの付け方があり、そこは本来もう少し議論できると思います。

例えば「商業混在型高層住宅地」や「生活利便施設混在型住宅地」では、街なかの比較的便利なところにある空き地はもう少し活用し、それ以外の「住宅を主とする低層低密な住宅地」については、使っていない土地があるのであれば縮小していく。もしくは、1戸あたり100坪くらいの非常にゆとりのある住宅地を目指すなど、もう少し議論する必要があるかと思います。

人口が減るときにどのように対応するのか議論していただきたいのですが、総合計画では対応されているのでしょうか。

(事務局) 総合計画ではそこまで議論できていないのが実情です。

(中出委員長) こちらで議論したことを総合計画で反映していただけるということであれば、今後議論しても良いと思います。

(事務局) われわれのなかでは一部議論をしておりますが、ここで書きこめるかどうかについては調整をさせていただきたいと思います。

また、“二地域居住”ということはここでは違う意味合いで、限界集落になってきていても、中山間地域で育った若者のうち 70% 程度の人達が中山間地域に通える範囲に住まわれているという実態があり、それを想定しています。

(中出委員長) わかりました。よろしく願いいたします。

(上原委員) 少し戻りますが、商業系土地利用の方針の「地域ニーズを踏まえ、必要に応じて柔軟な土地利用を検討する」というのは、近隣商業地域と商業地域との二つの間でのやりとりと理解してよろしいでしょうか。

それとも、商業地域だけではなく、住居系土地利用に変更するということもありうるのでしょうか。

用途地域についてそもそも知識がないのですが、これを変えるには住民や市の方々が相当な労力をかけて行わなければならないものなのではないでしょうか。

(事務局) そもそも用途地域は同じような土地利用で固めようという制度で、住宅の真ん中に工場を建ててはいけないなどを定めています。これは都市計画決定しているため、市民の方にも説明をして進めております。

商業と近隣商業の違いとして、近隣商業地域は飲食店が建てられるがキャバレーが建てられないということがありますが、そんなに大きくは変わりません。

「柔軟な土地利用を検討する」ということは、実態として住宅が多くなっていれば、住民の方々と協議しながら住宅系土地利用に指定していこうという方向です。上越市では、逆に住居系を商業系に変更しようという動きはほとんどございません。

例えば、本町 7 丁目の東本町通りなどは商業系の色を塗っておりますが、もう少し住居系に特化していきましようという見直しを行っていきたいということです。

(上原委員) 東本町にも商店がたくさんありますが、今あるものは移転してくださいということになるのでしょうか。

(事務局) そうではありません。用途地域は建てられるものに幅があります。また、今ある建物が建てられるような用途を指定していくことになり、移転してくださいという話は絶対にありません。

(中出委員) 例えば、自分の建物は住宅でも、商業系の用途地域だと隣に風営法にひっかかる建物が建てられるということになります。

将来このようにしたいということで、新しく入ってくる建物を制限したいということが基本であり、今あるものを立ち退いてくださいということはありません。

用途地域は30～40年前に作成した地域が多いため、実情と合っていない地域がある場合は見直していこうということです。それを都市マスに書いておくことによって、その後3～5年はかかりますが、住民の方と議論しながら進めていくためのスタートラインになります。

実際には商業販売額によって指定できる商業系用途の枠が決まっているなど簡単ではありませんが、今の都市マスにおける議論は、用途地域をどうしましょうという話ではないということをご理解いただきたいです。都市計画の手法を使ってどのように議論していくかという方針を決めるということです。

(志村委員) 総合計画ではまだまだ煮詰めるところもあるということですが、今回の都市マスは総合計画と並行して進めるということで、こちらの議論を総合計画に伝えていただきたいです。

(中出委員長) つづいて、拠点の方針のところでご意見、ご質問をお願いいたします。

(澤田委員) 先ほど中山間地域で育った子供さんが意外と近いところに住んでいるというお話がありましたが、生活拠点がその受け皿として該当するのかなと思います。

生活拠点の場合、生活サービスを集約して提供するという位置づけかと思いますが、そこに住むことにより親の面倒と自分の実家の面倒が見られるのであれば、住まいが立地できる場として位置づけが必要ではないかと思います。

(中出委員長) “夏山冬里”というように、新潟県では夏場は山で暮らし冬は平場で暮らすという生活がされており、公営住宅が建っている地域もあるかと思えます。

澤田先生がおっしゃったのは、生活拠点が居住の中心としてしっかりしていれば、限界集落の作業やメンテナンスもできるということは居住の生活拠点については住むということについては一切書かれていないため、検討していただきたいと思えます。

総合計画にも投げかけなければならない内容ですが、いかがでしょうか。

(事務局) 具体の方策がないためそのような記載ができておりませんが、実態は公営住宅もあり、拠点として居住の受け皿となっております。

こちらにどう記載するかについては、総合計画と調整させていただきたいと思えます。

(中出委員長) 中山間地域からどこかに移るのであれば、高田や直江津ではなく、もう少し近場で暮らしに適したところで受け皿があればその方が良いということかと思えます。

(澤田委員) 実態追認でも良いですが、その地域の新たな住まい方として生活サービス等を集約していくということであれば、そこには住むということもセットで考えておくと、その地域と周辺の中山間地域のサステナビリティを維持できると思えます。

また、実態をきちんと位置づけすることによって、そこをサポートしていくという意思表示となるのではないのでしょうか。

(事務局) これまでも内部ではそのつもりで議論しておりましたが、位置づけについては検討させていただきます。

(丸山委員) 拠点の方針の中で3つの拠点が整理されていますが、国土交通省では“小さな拠点づくり”として施策を講じられています。

具体的に国の方針が定まった際に、上越市のまちづくりにおける拠点の方針として、どの場所でどのような対応をするのかということをお教えいただきたいです。

(中出委員長) 具体の施策をどう扱うかは別として、縁辺部については丸山委員がおっしゃったことがあります、中心部や郊外については都市再生特別措置法による集約型の都市づくりの両面があるかと思えます。

外側については拠点を作らなくてはならない、郊外の中心部については公共交通や鉄道駅沿線に集約していくという今の国の動きを、視野に入れて総合計画や都市マスを作る必要があります。

(丸山委員) 個人的には、小学校単位やいくつか集落が集まった生活拠点が、国土交通省で言う小さな拠点になるのではないかと考えております。

(中出委員長) おそらくそのイメージで書かれているのかと思いますが、実際にその補助制度をイメージしているのかどうかお答えいただけないでしょうか。

(事務局) 小さな拠点が生活拠点であるのかは別として、イメージしているのは同じことかと思えます。ご論議いただいている拠点の考え方で使える制度だと考えております。

ただ、一方で、小さな拠点のスケールがどのようなものかということがわからないため、地域によっては少し離れたところにそのような拠点がほしいというところもあるかと思えます。

生活拠点は最低限小さな拠点になりうると思えます。

(中出委員長) 実際には、これの補助メニューが付いており、その要件が合致していれば生活拠点は該当し、それよりも小さいものでも該当するものもあると思えます。

(事務局) 国土のグランドデザインに記載されており、今後国土形成計画に反映していくと聞いております。今後、具体的に決まってくると思えます。

(中出委員長) 法律ではなく補助事業として制度設計で要件があるはずなので、その要件に生活拠点があてはまるように進めていけば良いかと思えますので、そのあたりも情報収集してください。

時間も迫っておりますので、これまでを通してご意見があればお願いいたします。

(宮崎委員) 総合計画と異なり都市マスでは色分けがされているため、今後地域の方々に説明するとかなりデリケートなお話だと思います。そのあたりは丁寧に説明していただきたいです。

(坂田委員) 資料 2-2 の 22 ページめで、中山間地域の一人暮らしのおばあちゃんが都市拠点の息子夫婦のところに移動すること将来像があります。それ以外にも、冬は生活拠点で暮らしてもらったり、生活拠点に暮らす息子が冬に中山間地域に雪下ろしに行ったり、中山間地域付近の生活拠点に息子夫婦が暮らすという将来像の考え方もしていただければと思います。

(中出委員長) 澤田先生や坂田先生の議論を踏まえて、生活拠点で冬場おばあちゃんに暮らしてもらうか、生活拠点に暮らす子供が冬場に雪下ろしに行くのか、というイメージについてもご検討ください。

(丸山委員) この議論というのは、外から見た人の考え方で書かれているように感じる事が非常に残念です。私は山に住んでおりますが、もっと外から人がきて、豊かな農地や森林を活かしながら地域が活性化できるような地域づくりをしたいと思っています。

外から来た目線で、山は大変だからみんな山から下りて来てくださいというイメージに感じます。

そうではなく、生活拠点を通じてそういう地域が活性化するような政策を打つ必要があるのではないかと思います。

(中出委員長) 夏場はそれでも良いかと思いますが、冬場は1~2軒しかないのに除雪するなどをしていたらパンクしてしまうので、なんとか冬場には下りてきてほしいということもありこのような書き方になっているのではないのでしょうか。

しかし、住民の方の感情としては本当にそうだと思います。ナーバスな部分もあるため書き方を工夫してください。

(田村委員) 大変よくできていると思います。

20年後ということでオブラートに包まざるを得ないと思います

が、地区の総合事務所単位で体系立ててということで、実現可能性が高いのではないのでしょうか。

(中出委員長) ありがとうございます。時間となりましたので、他になければこれで終わりにさせていただきます。

 次回は、今回議論できていない資料3-3に加え、その他の分野別方針も出てきます。それぞれ議論していただいたものを修正してとりまとめていただき、それを繰り返して良いものにスパイラルアップさせていきたいと思いますので、事務局の方々よろしく願いいたします。

8 問合せ先

都市整備部都市整備課計画係 TEL : 025-526-5111 (内線 1375)

E-mail : toshiseibi@city.joetsu.lg.jp

9 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。